

令和元年7月30日

水管理・国土保全局河川計画課

## 平成30年7月豪雨が統計開始以来最大の被害額に ～平成30年の水害被害額(暫定値)を公表～

国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめています。※1

平成30年の水害被害額(暫定値)は、全国で約1兆3,500億円となりました。

特に平成30年7月豪雨による被害額は約1兆1,580億円となり、単一の豪雨による被害としては、昭和51年台風第17号等による被害額(8,844億円※)を上回り、統計開始以来最大の被害額となりました。

※平成23年基準価格

### ◆水害被害額は、全国で約1兆3,500億円

### ◆都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 岡山県 (水害被害額: 約4,028億円)
- ② 広島県 (水害被害額: 約3,447億円) ※3県はそれぞれ昭和36年の統計開始以来
- ③ 愛媛県 (水害被害額: 約1,257億円) 最大の被害額

### ◆主要な水害による水害被害額及び概要

#### ○平成30年7月豪雨(水害被害額: 約1兆1,580億円)

(平成30年6月26日～7月9日に生じた梅雨前線豪雨及び台風第7号等による被害額)

- ・全国の多くの観測地点で降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となり、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- ・これらにより、家屋の全半壊約1万7千棟、浸水被害が約3万8千棟という、極めて甚大な被害が発生した。



岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況

#### ○平成30年台風第24号(水害被害額: 約580億円)

(平成30年9月27日～10月1日に生じた豪雨及び台風第24号による被害額)

- ・台風第24号の接近に伴い、紀伊半島などで過去の最高潮位を超える高潮を観測したところがあった。
- ・これら高潮、大雨の影響で、約2千棟の家屋浸水等の被害が発生した。



国道10号線の冠水状況(宮崎県宮崎市富吉付近)

#### ○平成30年台風第21号(水害被害額: 約410億円)

(平成30年9月3日～9日に生じた台風第21号及び豪雨による被害額)

- ・台風に伴い、特に近畿・四国地方では、猛烈な風雨のほか、観測記録を更新する記録的な高潮となったところがあった。
- ・これらの豪雨や高潮の影響で、約700棟の家屋浸水等の被害が発生した。



尻無川水門の高潮状況(大阪府大阪市大正区)

※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数(都道府県別家屋1㎡当たり評価額等)の平成30年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、令和元年度末頃に最終的な取りまとめ結果を公表する予定です。

### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 白石(内線: 35312)、坂田(内線: 35325)

電話 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8445 / FAX 03-5253-1602

## 1. 水害被害額<sup>※2</sup>（暫定値）

### 約 1 兆 3,500 億円

〔内 訳〕

・一般資産等被害額	約 7,807 億円（構成比 57.8%）
・公共土木施設被害額	約 5,349 億円（構成比 39.6%）
・公益事業等被害額	約 348 億円（構成比 2.6%）
計	約 1 兆 3,500 億円

（参考）過去 10 年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 21 年	約 2,860 億円	平成 26 年	約 2,940 億円
平成 22 年	約 2,070 億円	平成 27 年	約 3,900 億円
平成 23 年	約 7,290 億円 <sup>※3</sup>	平成 28 年	約 4,670 億円
平成 24 年	約 3,460 億円	平成 29 年	約 5,360 億円
平成 25 年	約 4,060 億円	平成 30 年	約 1 兆 3,500 億円

※2 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。また、一般資産については被害額そのものを聞き取った結果ではない(調査方法については参考を参照)。

※3 平成 23 年の水害被害額には、東日本大震災における津波による被害額は別途算出を検討中であり、含まれていない。

## 2. 水害被害の概要（暫定値）

### (1) 被災建物棟数 約 62,000 棟

〔内訳〕 ○全壊・流失	7,380 棟	○半壊	10,111 棟
○床上浸水	16,944 棟	○床下浸水	27,362 棟
		計	61,797 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 235 棟

### (2) 浸水区域面積 約 29,000ha

〔内訳〕 ○宅地・その他	9,117ha	○農地	19,462ha
		計	28,579ha

上記の他、地下の浸水区域面積は 3ha

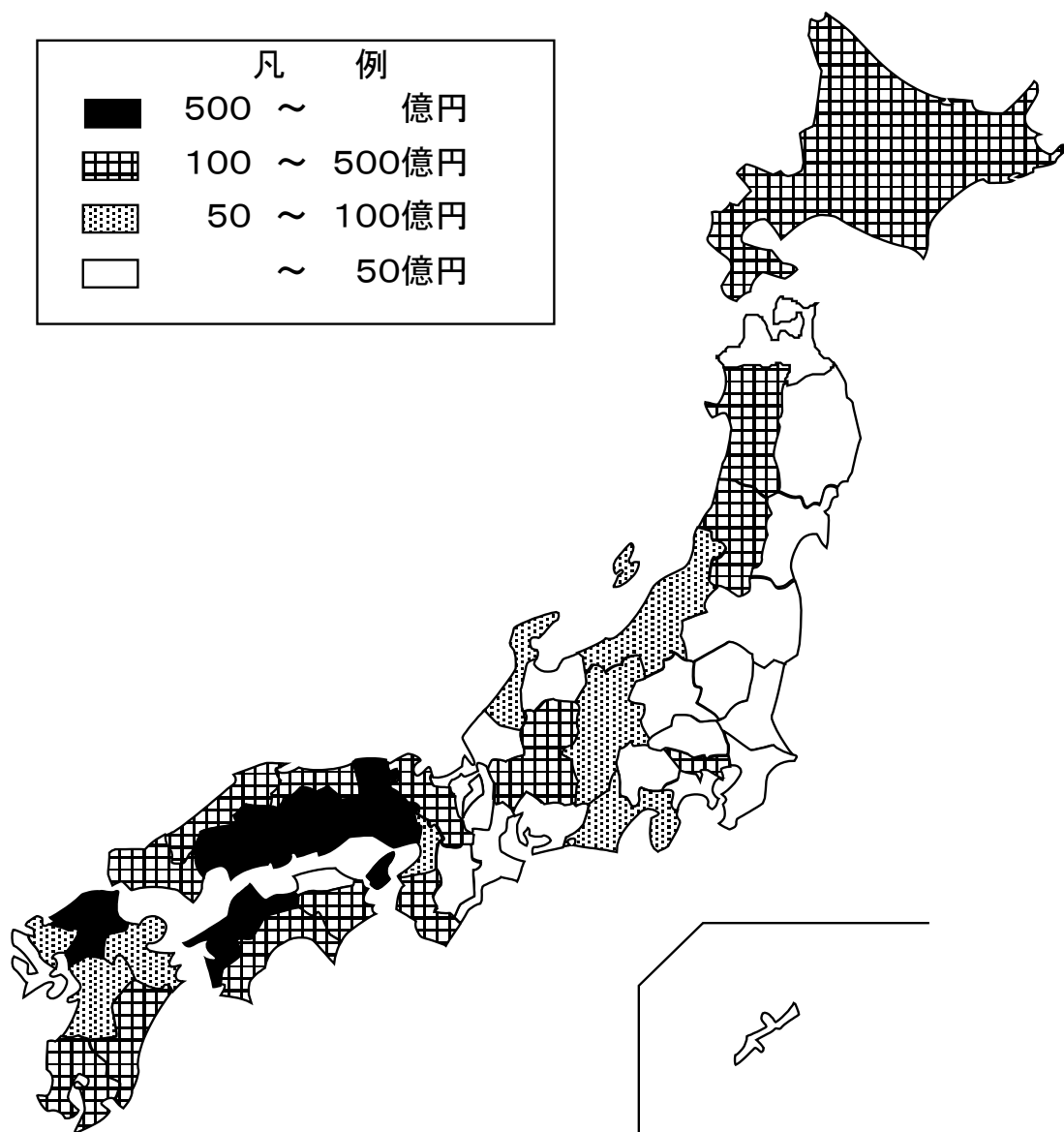
### 3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	23,136	25	滋賀県	349
2	青森県	775	26	京都府	38,764
3	岩手県	3,192	27	大阪府	7,900
4	宮城県	138	28	兵庫県	53,220
5	秋田県	10,892	29	奈良県	647
6	山形県	16,351	30	和歌山県	19,691
7	福島県	1,460	31	鳥取県	16,094
8	茨城県	70	32	島根県	14,590
9	栃木県	296	33	岡山県	402,835
10	群馬県	444	34	広島県	344,677
11	埼玉県	459	35	山口県	25,217
12	千葉県	279	36	徳島県	10,198
13	東京都	11,115	37	香川県	2,531
14	神奈川県	1,359	38	愛媛県	125,664
15	新潟県	5,041	39	高知県	34,633
16	富山県	3,169	40	福岡県	60,905
17	石川県	5,863	41	佐賀県	7,474
18	福井県	2,642	42	長崎県	1,666
19	山梨県	2,170	43	熊本県	5,109
20	長野県	5,881	44	大分県	6,401
21	岐阜県	34,016	45	宮崎県	16,854
22	静岡県	6,090	46	鹿児島県	10,625
23	愛知県	1,399	47	沖縄県	4,644
24	三重県	3,481	合 計		1,350,408

※四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考)都道府県別水害被害額図



#### 4. 平成30年7月豪雨による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p><b>約1兆1,580億円</b></p> <p>(平成30年6月26日～7月9日に生じた梅雨前線豪雨及び台風第7号等による被害額)</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約7,466億円</p> <p>公共土木施設被害額 約3,881億円</p> <p>公益事業等被害額 約234億円</p>	<p>○死傷者数※<sup>4</sup> 678名(死者237名 行方不明者8名 負傷者433名)</p> <p>○被災建物棟数 55,148棟      ○浸水面積 18,500ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月28日以降、北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。6月29日に発生した台風第7号は東シナ海を北上し対馬海峡付近で進路を北東に変え、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。</li> <li>・九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。</li> </ul>

#### 【 被害状況 】

・平成30年7月豪雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 岡山県（約4,018億円）
- ② 広島県（約3,446億円）
- ③ 愛媛県（約1,217億円）

・国管理の<sup>たかはし</sup>高梁川水系<sup>おだ</sup>小田川では倉敷市<sup>まび</sup>真備町で堤防が決壊し、大規模な浸水により甚大な被害が発生した。

・都道府県管理河川では、豪雨となった広島県16箇所、岡山県16箇所など、合計35箇所です堤防が決壊し、各地で浸水被害が発生した。

・内水氾濫による浸水被害が西日本を中心に19道府県88市町村で発生した。

・広島県を流れる大屋大川や総頭川などの複数の河川では、上流で発生した土砂災害の土砂が河道に流入し、河川の下流部で土砂と洪水が氾濫する、いわゆる「土砂・洪水氾濫」による被害が発生した。

・西日本を中心に、鉄道は、土砂流入や線路冠水、橋梁流出等により、最大で32事業者、115路線で運転休止。電気、水道でも西日本を中心に広範囲な地域で被害が発生した。




堤防決壊状況（<sup>たかはし</sup>高梁川水系<sup>おだ</sup>小田川）



<sup>ひがしおおず</sup>東大洲地区の浸水状況（<sup>おおず</sup>愛媛県大洲市）

※4 死傷者数は、「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（第59報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

## 5. 平成30年台風第24号による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p><b>約580億円</b></p> <p>(9月27日～10月1日に生じた豪雨及び台風第24号による被害額)</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約78億円</p> <p>公共土木施設被害額 約491億円</p> <p>公益事業等被害額 約11億円</p>	<p>○死傷者数<sup>※5</sup> 231名（死者4名 行方不明者0名 負傷者227名）</p> <p>○被災建物棟数 2,109棟      ○浸水面積 2,278ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第24号は、9月28日から30日明け方にかけて沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、30日20時頃、大型で強い勢力を維持したまま、和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10月1日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・この台風の影響により、広い範囲で暴風、大雨、高波や高潮が発生し、沖縄地方から北海道地方の広い範囲で風速20メートル以上の非常に強い風を観測したほか、近畿地方では高潮が発生し、和歌山県御坊では296センチメートルの最高潮位を観測した。</li> </ul>
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年台風第24号による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 宮崎県 （約120億円）</li> <li>② 鹿児島県 （約72億円）</li> <li>③ 鳥取県 （約56億円）</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地方では、一級水系のうち、大淀川水系、<sup>きもつき</sup>肝属川水系で氾濫危険水位を超過し、<sup>きもつき</sup>肝属川水系<sup>あいら</sup>始良橋水位観測所で観測史上最高水位を観測した。</li> <li>・宮崎県では、短時間かつ記録的な降雨により、大淀川支川の沿川等において多くの内水被害が発生するなど、約1,700haの広い範囲で浸水し、約500棟の浸水被害が生じた。</li> </ul>	 <p>鹿児島県<sup>きもつき</sup>肝属郡<sup>きもつき</sup>肝属町宮下付近の浸水状況</p>

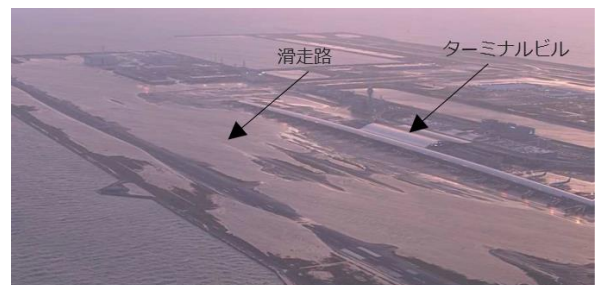
※5 死傷者数は、「平成30年台風第24号による被害及び消防機関等の対応状況（第10報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

## 6. 平成30年台風第21号による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p><b>約410億円</b></p> <p>（9月3日～9日に生じた台風第21号及び豪雨による被害額）</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約93億円</p> <p>公共土木施設被害額 約258億円</p> <p>公益事業等被害額 約62億円</p>	<p>○死傷者数<sup>※6</sup> 1,025名（死者14名 行方不明者0名 負傷者1,011名）</p> <p>○被災建物棟数 730棟      ○浸水面積 1,007ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第21号は4日12時前に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸し、その後、近畿地方を縦断し日本海を北上、5日9時には沿海州沿岸で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。</li> <li>・四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、大阪府田尻町関空島（関西空港）では観測史上第1位となり、海上では猛烈なしけとなった。</li> </ul>
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年台風第21号による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 兵庫県（約230億円）</li> <li>② 大阪府（約53億円）</li> <li>③ 和歌山県（約47億円）</li> </ol> </li> <li>・高潮の影響により河川水位が上昇し、2河川（淀川、猪名川の河口部において計画高水位（計画高潮位）を超過した。</li> <li>・奈良県十津川村栗平地区では、湛水池の仮排水路が流失、河道閉塞部の一部浸食が発生した。このため上流の湛水地の水が流下、下流河川の水位が一時的に上昇した。</li> <li>・大阪府では、暴風により自動車の横転や高層ビルの一部破損、住家被害等が多数発生した。</li> </ul> <p>※水害統計は水害による被害を計上するため、風害による被害額は計上していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、高潮により関西国際空港の滑走路が冠水するなどの被害が発生した。</li> </ul> <p>※関西国際空港における被害は、航空事業者が保有する機材等の被害額、欠航に伴う営業停止損失額については計上しているが、ターミナルビル等空港施設の浸水被害額及び空港が一時閉鎖したことによる店舗等の経済被害等は計上していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。</li> </ul>	



阪神電鉄なんば線淀川橋梁の状況  
（大阪府大阪市福島区海老江）



関西国際空港の浸水状況（大阪府泉佐野市泉州空港）

※6 死傷者数は、「平成30年台風第21号による被害及び消防機関等の対応状況（第9報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

## 【参考：水害統計調査の概要】

### 1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

### 2 調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

#### (1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

#### (2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

#### (3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

### 3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

#### (1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

#### 《 被害額の計算式：例 》

- ・ 建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額×浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

#### (2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

#### (3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。



#### 4 調査の実施フロー

